

五 イ 方募入価格決定発競行争の	四 發行方法	三 用振等替條項及の適法	二 名稱及び根拠	一 發行號及び記	○ 平成省令第國債の發行等に關する告示第 二十七年七月三十号～第五条第十項の規 定に基づき、大藏省令（昭和五十七年太郎 八月七日）に依る。
當も各申かるか込らみそのう応ち募応額募を価順格次の割高りい	価格を場で競争う札価振の以格替適下に競債め別つ入札に争市る参て札発による入場も加、「札特の者財同」發別にご務時行參よと大に「加るに臣行」と者發応がわい・行募各れ及う第へ限國るび価I以度債入価格とる非下額市札格競い入	社債第年別回平、一法会振株式等の振替格競して行札われる。その規定	利付國庫債券（三十年）～第十五号。	利付國債の發行に關する法律（昭和五十七年太郎八月六日）	利付國債の發行に關する法律（昭和五十七年太郎八月六日）

イ	一	十	九	八	七	六	口	イ	イ	口
発		振	額	最	払		発		発	
価	替	低	行	争	非	者	特	国	入	価
格	額	入	債	・	別	債	札	格	入	価
競	面	札	第	參	市	發	競	札	格	行
争	位	格	參	市	發	競	札	格	第	參
格	金	發	競	I	加	場	行	競	I	加
日		競	I		場	行	競	I		場
額	平	す	額	の	振	五	六	五	七	額
面	成	る	の	記	替	万	百	万	千	額
金	二	。	整	載	法	円	三	円	六	面
額	十七	数	又	の			十	百	三	金
百	年	倍	は	規			七	三	億	額
円	七	記	定				六	十	四	で
に	月	金	錄	に			千	六	八	六
つ	十三	額	は	よ			二	百	五	百

し 扱 平
た 期 成 額 け 住 よ る が を じ 額 よ に 座 も 係
金 と 二 一 る 者 り 場 非 発 た に り つ に の る
額 し 十 二 を 所 又 算 合 居 行 金 百 算 い 記 と 所
を 、 七 控 得 は 出 に 住 時 額 分 出 て 載 し 得
支 次 年 税 外 し は 者 に へ の し は 又 て 税
払 の 十 二 支 除 す の 国 た 、 又 お た 二 た 、 は 振 が
う 算 二 。 式 月 税 法 金 前 は い だ 十 金 前 記 替 源
。 式 月 率 人 額 記 外 て し 、 額 記 彙 口 泉
た に 二 三 を が に へ 国 取 、 三 か へ さ 座 徵 そ
だ よ 十 乘 適 当 の 法 得 当 一 ら の れ 簿 収 の
し し 用 該 算 人 す 該 五 当 算 る 中 さ 利
、 算 を た を 非 式 で る 国 を 該 式 も の れ 子
支 出 支 金 受 居 に あ 者 債 乘 金 に の 口 る に

(二)

一 額 以
錢 面 上
金 の 額 そ
百 ぞれ ぞ
円 に つ つ
の 応 募 價
百 三 格
円 五 十
十
口

(一) 年

む 十 式 は 一
も 号 に 、 募 、
の に よ 払 入 六
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 一
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ナ
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額面金額の総額 $\times \frac{1.6}{100} \times \frac{23}{365}$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 子以

平 財 日額平るい日毎
成 務 本面成利てを年
二 大 銀金五子、支六
十 臣 行額十をそ払月
七 か 百七支の期二
年 ら 円年払日と十
七 通 に六う以し日
月 知 つ月。前、及
十 を き二六各び
三 受 百十月支十
日 け 円日間払二
た 者 に期月
者 属に二
すお十

規下は払
額面金額× $\frac{1.6}{100} \times 1$ 定、期
する次そが
る号の銀
期及翌行
日び営休
に第業業
つ十日日
い六にに
て号支当
同に払た
じ。おうる
いへと
て以き